

同時発表：岩手県^{※1}令和7年12月23日
水管理・国土保全局防災課いのちとくらしをまもる
防 災 減 災令和7年
12月8日の青森県東方沖
を震源とする地震関連

被災した青森県及び岩手県に対し、早期復旧に必要な支援を行います

～令和7年12月8日の青森県東方沖を震源とする地震による被害の早期災害復旧を支援～

令和7年12月8日の青森県東方沖を震源とする地震により、八戸市の水道等に被害が発生した青森県に対し、災害査定の効率化を適用するとともに、軽米町の町道等に被害が発生した岩手県からの要請を受け、「災害復旧技術専門家派遣制度^{※2}」を活用し、公益社団法人全国防災協会から災害復旧技術専門家を軽米町に派遣します。

【①青森県への災害査定の効率化 適用】

- 設計図書に添付する図面の簡素化により早期の災害査定を実施
既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業を縮減する。
- 書面による査定（机上査定）上限額を通常の1,000万円未満から引き上げる。
引き上げ額：1,000万円以下

【②岩手県への災害復旧技術専門家 派遣】

- 派遣日程：令和7年12月25日（木）
- 派遣先：岩手県九戸郡軽米町晴山地内（その他町道 上晴山内城上野場線）
- 派遣者：公益社団法人 全国防災協会 災害復旧技術専門家 3名
- 取材：
 - ・報道関係者に限り取材が可能です。調査箇所については別紙位置図をご参照ください。
なお、調査終了後派遣された専門家による取材対応を予定しております。
(取材の詳細は下記問い合わせ先の岩手県担当者にお問い合わせください)
 - ・取材に当たっては現地担当者の指示に従ってください。
- ※1 岩手県への災害復旧技術専門家の派遣についてのみ国土交通省と岩手県の同時発表となります。
- ※2 「災害復旧技術専門家派遣制度」とは、地方公共団体からの派遣要請を受け、国土交通省から「公益社団法人 全国防災協会」に「災害復旧技術専門家」派遣を依頼するものです。「災害復旧技術専門家」は、現地で地方公共団体に対し、迅速な災害復旧の申請に向け、被災調査や復旧工法に関する技術的支援や助言を行います。

＜問い合わせ先＞

(災害査定の効率化に関すること)

水管理・国土保全局 防災課 田澤（内線35-725）、尾崎（内線35-776）
電話 代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8458

(災害復旧技術専門家派遣の制度に関すること)

水管理・国土保全局 防災課 牧之内（内線35-752）、松元（内線35-753）
電話 代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8458

(災害復旧技術専門家派遣の取材に関すること)

岩手県 県土整備部 砂防災害課 長谷川
電話 直通 019-629-5923



位置図（岩手県軽米町）

